

せいそう 労働者 速報

2020 年 10 月 6 日
No. 1153
東京清掃労働組合
企画・総務局

10 月 6 日 特別区人事委員会に対し要請を実施

コロナ禍でも区民の衛生環境を守っている
組合員の要望に応えること！



今年度の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の影響により、民間調査が6月29日から7月末にかけて一時金の調査を先行して行い、月例給については、8月17日から9月末までと大幅に遅れています。そのため、月例給と一時金が別々に勧告される可能性も高く、異例な状況となっています。

人事院勧告が出される前ではあり

ますが、わが組合は、10月6日（火）特別区人事委員会に対して2020年特別区人事委員会勧告作業に関する要請行動を行いました。

本来であれば、常任中央執行委員、各地連代表、一組総支部代表が出席するところですが、現在の状況に鑑み四役で対応してきました。

わが組合からは、この間に発生した大規模自然災害で、被災された地域の災害復興支援に行ってきたこと。現在も、新型コロナウイルス感染症が収束していない中、自らと家族に対する感染の不安を抱えながら23区の衛生環境を守るために頑張ってきたことなどを訴え、昨年、一昨年のような大幅なマイナス勧告で職員のモチベーションを低下させないよう、比較方法の見直しを強く要請してきました。

特別区人事委員会の小室事務局長からは、コロナ禍で奮闘する清掃職員に対する感謝の言葉が述べられ、要請については、持ち帰り各委員に伝えるとの回答がありました。

今期の賃金確定闘争は、新型コロナウイルス感染症の影響でまったく先が見通せません。しかし私たちは、納得できる課題の解決に向け、本部・地連・（総）支部が一体となって取組を進めていかなければなりません。全組合員の結集をお願いします。

2020年10月6日

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 中里 保夫



2020年 特別区人事委員会勧告作業に関する要請

特別区職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に心から敬意を表します。

本日は、貴委員会に対し、労働基本権の代償措置である第三者機関としての中立かつ公平な立場で、首都圏で暮らす特別区職員の処遇改善につながる勧告の実施を求める要請を行わせていただきます。

昨年10月に貴委員会は月例給について、公民較差2,235円、率にして0.58%のマイナスを勧告しました。他の地方自治体の動向や春闘の状況を知る職場において、大きな衝撃と疑念、そして不安をもたらす結果となりました。

昨年度、清掃の職場においては、各区の限られた人員・機材を調整し、台風による甚大な被害を受けた千葉県の実害復興支援へ向かいました。また、今年度については、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発令される状況の中でも、23区民の衛生環境を維持するため、自らと家族に対する感染の不安を抱えながら、通常通りの作業を続けています。とりわけ、「STAY HOME」が浸透したことにより、家庭内の片づけを行う人が増え、ごみの集積所は年末年始特別作業のような様相を呈しました。こうした事態にも柔軟に対応し、夏場にはコロナ対策と熱中症対策という相反する取組に頭を悩ませつつ、全ての職員が一丸となり、23区の衛生環境を維持するために尽力してきました。

こうした職員の努力に対し、区民のみなさんからは、励ましやお礼の手紙が数多く寄せられたことは、ご存じのことと思います。

これは、清掃に限ったことではなく、特別区に働く全ての職員に言えることです。こうした職員の努力に皆さんが目をつぶることは、断じて許されるものではありません。

私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労組法適用の労働組合です。労働協約締結権が認められていることを踏まえ、職員の賃金その他の労働条件については、これまで通り労使交渉に基づく改定がはかられなければなりません。しかし、貴委員会の勧告内容は、現業系職員の給与改定にも大きな影響を及ぼすことも事実です。

貴委員会は、労働基本権制約の代償措置を行う第三者機関としての役割に立ち返り、全国一生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を踏まえた、中立かつ公平な立場による自主的・主体的な勧告を行うことを求めます。

貴委員会においても、民間給与実態調査の集計と分析が一定程度進められていると推察します。調査の実施状況、現在の勧告作業の状況、勧告時期を明らかにするとともに、十分な労使協議期間を確保するための早期勧告を行うことを強く求め、何点かにわたって貴委員会の考え方を伺います。

記

- 1 コロナ禍において、精神的にも肉体的にも過酷な業務を遂行している職員に対し、実績に見合った勧告を行うこと。
- 2 行政系人事・給与制度の改正に伴う、職員構成等の一過性の歪みを踏まえ、適切な公民較差算定結果が得られるよう、民間給与実態調査に基づく比較方法の見直しを行うこと。
- 3 給与改定にあたっては、首都圏で生活するうえで多額の生計費を必要とする特別区職員の生活改善につながる引上げ勧告を行うこと。
- 4 世帯形成及び子育て等による家計費の支出が嵩む若年層の賃金水準を改善すること。
- 5 地域手当を本給に繰り入れること。
- 6 比較対象企業規模を改悪前の100人以上とすること。
- 7 期末・勤勉手当の支給割合及び支給月数は、労使協議によるものであることを尊重し、「意見」の申し出は行わないこと。
- 8 高齢期雇用制度について、同一労働・同一賃金を原則とし、雇用と年金を確実に接続する制度構築をはかること。また、無年金期間の生活を支えることができる賃金水準を確保する抜本的な改善を行うこと。
- 9 定年引上げの早期実現と長年の知識・経験に応じた定年後の十分な賃金水準を確保すること。
- 10 十分な労使協議期間を確保するためにも、現在の民間給与実態調査の状況と勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにすること。

以上

2020年特別区人事委員会勧告作業に関する要請

1 要請日時 2020年10月6日（火）11時0分～11時8分

2 要請開場 東京区政会館 201 会議室

3 出席者

【清掃労組】

中里中央執行委員長、江森副中央執行委員長、西村副中央執行委員長
多田書記長、田口書記次長

【特別区人事委員会】

小室事務局長、小山田事務局次長、志賀公平課長、近藤任用課長
五十里給与課長

4 要請内容

《中里中央執行委員長》

ただいま提出させていただきました要請は、日々現場の最前線で職務に邁進している職員の切実な訴えであることをご理解願います。

そのうえで、何点かについて申し上げます。

一点目は、より良質な公共サービスを目指して日々奮闘している職員の努力に応える勧告についてです。23 区の清掃事業を担う職員は、限られた人員・機材を調整しながら、この間に発生した大規模自然災害で被災した地域の災害復興支援にあたってきました。また、現在も、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡散するなかで、自らと家族に対する感染の不安を抱えながら、23 区民の衛生的な生活環境を守るため、日々現場の最前線で職務に邁進しています。このような職員の献身的な努力に応える勧告を要請いたします。

二点目は、昨年の勧告についてです。昨年は、春闘の状況や多くの地方自治体でプラス勧告がされるなか、23 区のみが大幅なマイナス勧告となり、職員のモチベーションが大きく低下しました。その原因は、行政系人事・給与制度の見直しによる職層構成比の一過性の歪にあります。改めて、適切な公民較差算定が得られる比較方法の見直しを要請いたします。

最後に、高齢期の雇用制度についてです。年金の支給開始年齢が引き上げられているなかで、無年金期間の生活に困窮している職員が多くいます。長年にわたり培ってきた職員の豊富な知識、技術、経験等は、安定した事業運営に必要な貴重な

財産です。その貴重な財産を最大限に活かすことができる、高齢期職員の賃金水準の早期改善を要請いたします。

私からは、以上です。

よろしくお願いします。

《人事委員会 事務局長》

要請につきましては、確かにお預かりいたしました。

特別区の人事給与制度につきましては、区民の理解と納得を得つつ、これまで以上に職員の意欲・能力を引き出し、組織力を最大限に高めることが求められております。

私ども人事委員会は、人事行政の専門機関の立場から、区の実態を把握し、人事行政全般の諸課題について研究・検討を行った上で、地方公務員法に則り、人事委員会としての責任・役割を果たしてまいりたいと考えています。

人事委員会の基本的な立場を踏まえて、今後の作業を進めてまいります。また、本日の要請内容については、委員会で各委員にお伝えいたします。

私からは以上であります。

以 上

2020年10月6日

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子 様

東京清掃労働組合
中央執行委員長 中里 保夫

2020年 特別区人事委員会勧告作業に関する要請

特別区職員の処遇改善に向けた貴職のご尽力に心から敬意を表します。

本日は、貴委員会に対し、労働基本権の代償措置である第三者機関としての中立かつ公平な立場で、首都圏で暮らす特別区職員の処遇改善につながる勧告の実施を求める要請を行わせていただきます。

昨年10月に貴委員会は月例給について、公民較差2,235円、率にして0.58%のマイナスを勧告しました。他の地方自治体の動向や春闘の状況を知る職場において、大きな衝撃と疑念、そして不安をもたらす結果となりました。

昨年度、清掃の職場においては、各区の限られた人員・機材を調整し、台風による甚大な被害を受けた千葉県の実業支援へ向かいました。また、今年度については、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発令される状況の中でも、23区民の衛生環境を維持するため、自らと家族に対する感染の不安を抱えながら、通常通りの作業を続けています。とりわけ、「STAY HOME」が浸透したことにより、家庭内の片づけを行う人が増え、ごみの集積所は年末年始特別作業のような様相を呈しました。こうした事態にも柔軟に対応し、夏場にはコロナ対策と熱中症対策という相反する取組に頭を悩ませつつ、全ての職員が一丸となり、23区の衛生環境を維持するために尽力してきました。

こうした職員の努力に対し、区民のみなさんからは、励ましやお礼の手紙が数多く寄せられたことは、ご存じのことと思います。

これは、清掃に限ったことではなく、特別区に働く全ての職員に言えることです。こうした職員の努力に皆さんが目をつぶることは、断じて許されるものではありません。

私ども東京清掃労働組合は、現業系職員が主体の労組法適用の労働組合です。労働協約締結権が認められていることを踏まえ、職員の賃金その他の労働条件については、これまで通り労使交渉に基づく改定がはかられなければなりません。しかし、貴委員会の勧告内容は、現業系職員の給与改定にも大きな影響を及ぼすことも事実です。

貴委員会は、労働基本権制約の代償措置を行う第三者機関としての役割に立ち返り、全国一生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を踏まえた、中立かつ公平な立場による自主的・主体的な勧告を行うことを求めます。

貴委員会においても、民間給与実態調査の集計と分析が一定程度進められていると推察します。調査の実施状況、現在の勧告作業の状況、勧告時期を明らかにするとともに、十分な労使協議期間を確保するための早期勧告を行うことを強く求め、何点かにわたって貴委員会の考え方を伺います。

記

- 1 コロナ禍において、精神的にも肉体的にも過酷な業務を遂行している職員に対し、実績に見合った勧告を行うこと。
- 2 行政系人事・給与制度の改正に伴う、職員構成等の一過性の歪みを踏まえ、適切な公民較差算定結果が得られるよう、民間給与実態調査に基づく比較方法の見直しを行うこと。
- 3 給与改定にあたっては、首都圏で生活するうえで多額の生計費を必要とする特別区職員の生活改善につながる引上げ勧告を行うこと。
- 4 世帯形成及び子育て等による家計費の支出が嵩む若年層の賃金水準を改善すること。
- 5 地域手当を本給に繰り入れること。
- 6 比較対象企業規模を改悪前の100人以上とすること。
- 7 期末・勤勉手当の支給割合及び支給月数は、労使協議によるものであることを尊重し、「意見」の申し出は行わないこと。
- 8 高齢期雇用制度について、同一労働・同一賃金を原則とし、雇用と年金を確実に接続する制度構築をはかること。また、無年金期間の生活を支えることができる賃金水準を確保する抜本的な改善を行うこと。
- 9 定年引上げの早期実現と長年の知識・経験に応じた定年後の十分な賃金水準を確保すること。
- 10 十分な労使協議期間を確保するためにも、現在の民間給与実態調査の状況と勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにすること。

以上